

特定施設一覽表

※ [] に該当する場合は、公害防止管理者が必要

騒音規制法	振動規制法
一、金属加工機械 イ、圧延機械（定格出力合計22.5kW以上） ロ、製管機械 ハ、ベンディングマシン（ロール式、3.75kW以上） ニ、液圧プレス（矯正プレスを除く） ホ、機械プレス（加圧能力30トン以上） <u>【加圧能力100トン以上】</u> ヘ、せん断機（3.75kW以上） ト、鍛造機 <u>【落下部分の重量が1トン以上】</u> チ、ワイヤーフォーミングマシン リ、プラスト（タンブラスト以外のもの、密閉式を除く） ヌ、タンブラー ル、切断機（といしを用いるものに限る）	一、金属加工機械 イ、液圧プレス（矯正プレスを除く） <u>【加圧能力300トン以上】</u> ロ、機械プレス <u>【加圧能力100トン以上】</u> ハ、せん断機（1kW以上） ニ、鍛造機 <u>【落下部分の重量が1トン以上】</u> ホ、ワイヤーフォーミングマシン（37.5kW以上）
二、空気圧縮機（環境大臣が指定するものを除き7.5kW以上）及び送風機（7.5kW以上）	二、圧縮機（環境大臣が指定するものを除き7.5kW以上）
三、土石又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい、分級機（7.5kW以上）	三、土石又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい、分級機（7.5kW以上）
四、織機（原動機使用のもの）	四、織機（原動機使用のもの）
五、建設用資材製造機 イ、コンクリートプラント（混練容量0.45m ³ 以上）（気ほう性を除く）（コンクリートブロック、管、柱製造機含む） ロ、アスファルトプラント（混練重量200kg以上）	五、建設用資材製造機 イ、コンクリートブロックマシン（合計2.95kW以上） ロ、コンクリート管、柱製造機（原動機出力合計10kW以上）
六、穀物用製粉機（ロール式、7.5kW以上）	
七、木材加工機械 イ、ドラムバーカー ロ、チップパー（2.25kW以上） ハ、碎木機 ニ、帯のご盤（製材用15kW以上、木工用2.25kW以上） ホ、丸のご盤（製材用15kW以上、木工用2.25kW以上） ヘ、かなな盤（2.25kW以上）	六、木材加工機械 イ、ドラムバーカー ロ、チップパー（2.2kW以上）
八、抄紙機	
九、印刷機械（原動機使用のもの）	七、印刷機械（2.2kW以上）
	八、ゴム又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外で30kW以上）
十、合成樹脂射出成形機	九、合成樹脂射出成形機
十一、鋳型造形機（ジョルト式のもの）	十、鋳型造形機（ジョルト式のもの）

※ 騒音規制法の特定施設を設置している場合、下記条例に基づく届出は不要です。

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例（騒音に係るもの）
イ、金属加工機械 （1）圧延機械 （2）ベンディングマシン（ロール式のものに限る） （3）せん断機（原動機を用いるものに限る） （4）プラスト （5）高速切断機及びプラズマ切断機 （6）研磨機（工具用及び板金作業場で使用するものを除く）（亜鉛版研磨機以外は2台以上）
ロ、クーリングタワー（3.75kW以上）
ハ、ドラム缶洗浄機（原動機を用いるものに限る）
ニ、ロータリーキルン
ホ、重油バーナー（重油の使用量が1時間50リットル以上）
ヘ、電気炉（変圧器の定格容量が1000kVA以上のもの）